広報 いが市
4.1
No.271
2017年（平成29年）４月１日号

【特集】施政及び予算編成方針…… 2
高齢者肺炎球菌の予防接種……7
平成 29 年度予防接種のお知らせ……8
平成 29 年度就学援助制度……13
狂犬病予防注射と犬の登録……14
しらさぎ運動公園全面オープン……16
保健師（育児休業代替任期付職員）募集……17
４月の二次救急実施病院……23

※写真は、３月 12 日に伊賀流忍者博物館の忍術ひろばで行われた伊賀流手裏剣打選手権大会（本選）の様子。詳しくは 18 ページをご覧ください。

平成29年度
施政及び予算編成方針

～伊賀市再生への土台にしっかりとした柱を建て より住みやすい安全安心の自立したまちづくりに邁進（まいしん）します～

2月13日、平成29年第1回伊賀市市議会定例会の開会にあたり、岡本市長が施政及び予算編成方針を述べました。その主な内容は次のとおりです。

伊賀市の財政状況と予算編成方針

平成29年度の予算は「ムダのない財政運営」を基本として、「来たい・住みたい・住み続けたい〝伊賀〟づくり」をテーマとし、「〝誇れる伊賀市〟〝選ばれる伊賀市〟」を目標としています。

また、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活気ある社会を維持していくための「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「第2次伊賀市総合計画再生計画」に軸足をおいた予算編成を行いました。

平成29年度から整備を行う汚泥再生処理センター整備事業、新庁舎建設整備事業、伊賀鉄道の新駅整備事業や公有民営化に伴う事業、子育て支援の取り組みとして、未就学児の医療費の窓口無料化に向けたシステム改修事業など、持続可能なまちづくりに取り組みます。

医療・地域福祉連携プロジェクト

上野総合市民病院

▼許可病床281床に対して70％以上の稼働率を確保するための診療体制を整えています。この稼働率をさらに高めるには、地域連携が必要不可欠であり、平成28年10月に認可された地域医療支援病院としての機能を高め、地域の開業医との連携強化を進めているところです。また、診療体制をより充実させるために、引き続き医師などの確保に努めます。救急体制については、他病院との連携を図りつつ、二次救急病院としての役目を果たし、三次救急病院との連携を強化していきます。

地域医療

▼公立病院としての役割をしっかりと見据えた改革プランを作成し、他病院との連携を図りながら、市民に安心した医療を提供します。

▼「地域包括ケアシステム」の構築に向け、自助・互助・共助のしくみづくりによる地域での助け合い、支え合い活動を中心に、医療や福祉などの専門機関が連携して、福祉総合相談体制の強化を図り、必要なときに必要なサポートが提供できる体制づくりに取り組んでいきます。

観光・農林業連携プロジェクト

観光誘客

▼「忍者市」宣言を行うことにより、「忍者」を生かした観光誘客やまちづくりを一層進めます。

▼着地型観光事業を市の中核的観光事業として推進していくため、「伊賀ぶらり体験博覧会いがぶら」を引き続き開催します。

農業振興

▼伊賀の食材の販路開拓や生産意欲の向上・観光振興を図るために、平成29年度も食材フェアなどを開催します。

▼昨年9月までに「人・農地プラン」が策定された地域のうち13地域（11プラン）で、67haが担い手農家へ集約されました。引き続き、プランを作成いただくよう推進するとともに、移住も含めた新規就農者の確保や担い手への農地集積・集約化を各関連機関・団体などとの協働により推進します。

森林・林業

▼未利用間伐材を木質バイオマスとして利用することに対する補助事業や、まちなかに森のやすらぎを感じられる空間作りを支援する事業を推進します。また、間伐などの促進による森林の多面的機能の増進や地域ぐるみの里山林の保全活動に対する支援を継続します。

各分野

健康・福祉

子育て支援

▼「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」に基づく取り組みを推進するとともに、子育て支援基金を活用し、子どもを安心して産み、育てることができるよう、子どもを取り巻く貧困対策を含めた、「出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援」に取り組みます。

▼緊急で医療機関を受診することが多い0歳から就学前の子どもを対象に医療機関の窓口での支払いを無料化することで、安心して医療を受けられる体制がとれるようさまざまな課題を整理しつつ取り組みます。

保育所の整備

▼私立府中保育園の施設整備を平成29年度中の完成をめざして継続して支援し、公立佐那具保育所との統合に向けて準備を進めます。

高齢者福祉

▼市の計画に基づき施設の充実を図るため、平成29年度末の完成をめざして、特別養護老人ホーム（定員80人）の整備を予定しています。

▼認知症は早期に発見し、適切な対応を開始することで、症状の進行を遅らせることができます。このことから、認知症について正しく理解し、支援することのできる人を増やす取り組みとして、認知症サポーター養成講座の開催を引き続き進めるとともに、認知症初期集中支援チームでの早期支援を進めます。併せて、GPS機能を使用した徘徊高齢者検索システムの活用促進をさらに図ります。

生活困窮者支援

▼経済的な支援を必要とする人への相談や援助はもとより、就労支援などを行います。ひきこもりや多重債務などの表面化しにくい事案に対しても、庁内での情報連携を強めながら、民生委員やライフライン関連事業者などへの協力依頼を継続し、早期の相談実施につながる環境を整えたいと考えます。

健康づくり

▼健康づくり推進委員（健康の駅長）の制度廃止により、今後は、住民自治協議会などが中心となって、地域の特徴やニーズにあった健康づくり活動が実施できるよう、地区担当保健師が情報提供や支援を行います。平成28年度から実施している健康マイレージ事業や健康測定会などの事業をさらに充実させます。

生活・環境

消防・救急

▼安全・安心のまちづくりのため、消防水利の整備や、救急救命士の充実、地域防災力の向上に向けた消防団員の確保など、消防力の充実強化を図ります。

交通安全対策

▼交通安全の啓発を推進し、交通ルールの一層の遵守と交通マナーの普及・向上を図ります。また、高齢者の交通安全意識向上のため、出前講座を通じて呼びかけるなど高齢者の事故の防止に努めます。

消費者被害防止対策

▼商品やサービスなど消費生活全般に関する問い合わせに対し、助言やあっせんを行うほか、地域・団体などに対して出前講座を実施するなど消費者被害防止に努めます。

伊賀市浄化センター

▼現施設の老朽化に伴い、新しく整備する（仮称）伊賀市汚泥再生処理センターは、1日の処理量を170kℓとし、現在、伊賀南部浄化センターで処理を行っている青山地区の分も合わせて処理することとします。施設工事は、平成29年度から平成31年度までの3カ年で実施する予定です。

治水対策

▼現在工事が進められている新居橋の架替（かけかえ）工事が平成29年4月に完成する予定です。河道掘削についても、平成28年度より服部川の三田地内から事業着手しており、平成29年度も引き続き事業が実施されます。

上下水道事業

▼下水道事業については、平成29年4月1日から地方公営企業法の全部適用とあわせて、現在の水道部と建設部下水道課を組織統合し、新たに上下水道部を設置します。これにより、上下水道事業の効率化と経営基盤強化を図るとともに、総合的な水環境行政を推進していきます。

産業・交流

▼水道事業では、伊賀市水道広域化促進事業により、引き続き上野市街地や青山地区などでの老朽管の更新を行い、安定した水道水の供給を図るとともに、企業の要望もあった佐那具工業団地への給水を平成29年4月1日から開始します。

鳥獣害対策

▼三重県が実施する捕獲研究事業についても、新規地域への大型捕獲檻（おり）の移設を行い、対象地域を中心に一層の頭数管理を推進します。

商工業振興

▼上野商工会議所、伊賀市商工会、ゆめテクノ伊賀など関係機関との連携により、経営基盤の強化や安定化を図るとともに、新規創業に向けた起業支援の推進に努めます。

▼伊賀の逸品を集めた「伊賀ブランド」を国内外に積極的に発信し、伊賀市の知名度アップと地場産業の販路拡大に努めます。

労働・雇用対策

▼三重県やハローワーク伊賀など関係機関との連携を強化し、U・Iターンによる若年労働力の確保と受け入れ側の雇用環境の改善など雇用対策を推進します。

▼新たな雇用の創設、人口減少の歯止めにつなげるため、ゆめが丘南東の南部丘陵地エリアに、民間主導による新たな産業用地計画を進めます。

市街地活性化

▼市民の意見を反映した「伊賀市の賑（にぎ）わい創出グランドデザイン」を実現すべく、現庁舎をリノベーションし、「図書館機能」や「忍者関連施設」「大学の高等教育機関」などを備えた施設として活用することで、大きな経済効果につなげていきます。

生活基盤

土地利用

▼都市計画区域の再編と、自主条例による統一した土地利用管理手法の導入を進めており、先般、都市計画区域の変更・区域区分の見直しについて、法手続きに入ったところです。平成29年度当初から、自主条例の素案について、地域説明会やパブリックコメントを行い、平成30年度から運用できるよう各種手続きを進めることとしています。

幹線道路・生活道路

▼三重県が事業を進めている国道368号の4車線化整備については、山出交差点から名阪国道上野インターチェンジ間の整備が順次進められる予定です。

▼国道422号バイパスについては、最後の橋梁（きょうりょう）となる大谷地内の5号橋の工事が行われており、平成29年度完成に向けて工事が進められています。

▼市道ゆめが丘摺見線については、社会資本整備総合交付金を活用して整備を進めており、平成29年3月23日に車道の供用を開始しました。また、市道西明寺緑ケ丘線などの幹線道路についてもコスト縮減に努めつつ、整備の進捗を図ります。

伊賀鉄道伊賀線

▼平成29年4月1日から「公有民営方式」により運営を開始します。市が第3種鉄道事業者として鉄道運営に参画

するための各種諸手続きも進めており、新体制へのスムーズな移行に万全を期したいと考えています。

JR関西本線

▼JR西日本・JR東海に対するこれまでの要望活動を行いつつ、地域から要望のある駅トイレの改修など、市に関わる個別具体的な案件について、JR西日本と手法などの協議を行います。

バス交通

▼市が主体となって運行している廃止代替バスや行政バスなどについて、昨年実施した利用者などへの聴き取り調査の結果を基に、利用実態や利用者ニーズに応じた効率的な運行体系の構築や交通不便地域などで、地域が主体となってバス運行を行う場合の新たな仕組みづくりを図るため、地域住民の皆さんとともに伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会の場などを通じ、検討・協議を始めています。

教育・人権

教育行政

▼総合教育会議の中で新しい教育大綱の策定を進めています。人権の視点をさらに重視するよう見直しを行い、一人ひとりが心豊かで健やかに成長、自立し、共に生きることをめざし、「人権尊重の精神を培う教育」「生きる力を培う教育」など5つの基本方針を今後も継続し、教育行政を推進します。

学校教育

▼「確かな学力の保障」「人権同和教育の推進」「キャリア教育の推進」の3本柱を中心に、取り組みを充実します。

▼体系的な郷土教育の推進に努めます。

▼義務教育段階においても、主権者としての自覚と社会活動や社会形成に参画する意識を高める取り組みについて検討します。

校区再編

▼長田小学校と新居小学校の統合を進めています。今後も、複式学級編成の抱える問題の解消にも配慮し、子どもたちが、集団の中で切磋琢磨しながら学習し、社会性を高めるというあるべき姿を見据え、より望ましい方向性を定めていきます。

教育施設の整備

▼安全安心で快適な教育環境を提供するため、学校施設の空調整備やトイレの改修工事、統合にかかる新居小学校校舎の改築工事など環境整備に取り組みます。

生涯学習

▼図書館での*レファレンスサービスの充実や図書館活用の情報発信、公民館活動による地域活性化への取り組み、地域の課題解決につながる活動などを引き続き推進していきます。

*レファレンスサービス…図書資料に基づいて調べものの手伝いをする業務

人権施策

▼社会や学校で、人権啓発や教育を進め、人権擁護や差別の解消に関する意識をさらに醸成します。

▼人権啓発地区別懇談会などの啓発活動や人権リーダー育成、住民自治協議会との連携強化など、人権意識の高揚に向けた効果的な取り組みを進めます。

▼「伊賀市人権学習企業等連絡会」で、企業などが相互に連携し人権啓発・研修を行うとともに、地域団体・行政などが協働した取り組みを進めます。

▼性的マイノリティに対する差別や実生活上の困難に対する取り組みとして、パートナーシップ制度の周知を図るとともに、社会の中での理解促進のための啓発や課題解決のための具体的な取り組みを進めます。

男女共同参画の推進

▼住民自治協議会の意思決定機関である運営委員会などにおける女性の参画率が平成27年度で13・5％に留まっているため、地域活動の方針決定の場に女性が参画できる仕組みづくりをさらに進めます。

▼平成27年度に制定された「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、昨年7月に、「ハタラキカタ応援宣言」を行いました。豊かで活力ある社会の実現に向け、今後も、女性の活躍や働き方改革を通じたワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを企業・団体などへ啓発し、男女共同参画を推進します。

同和施策

▼昨年施行された「部落差別解消推進

法」で「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である。」と謳われました。生活実態調査により地域の実情を的確に把握し、生活困窮者の支援をはじめ、収入、就労、福祉、生活、教育などさまざまな生活課題の解決に向けた施策や事業の推進に取り組みます。

文化・地域づくり

多文化共生

▼昨年8月に情報発信や交流の拠点となる「伊賀市多文化共生センター」を設置しました。この施設を拠点としてお互いの文化や社会の理解を深める取り組みを進めるほか、共に安心して暮らし、さらには外国人住民が地域住民の一員として活躍できる多文化共生社会を推進していきます。

芭蕉さんを核とした地域づくり

▼芭蕉翁の功績・顕彰を次世代に継承する取り組みを今後も引き続き進めます。また、「俳句」のユネスコ無形文化遺産への登録推進に向けて、賛同いただける自治体や関連団体、個人を全国的に募るとともに、芭蕉翁の生誕地である伊賀市においても情報発信をしっかり行い、市民の盛り上がりを図っていきます。

文化財保存整備

▼川東の三重県指定文化財建造物の「春日神社拝殿」は、傾いて倒壊する危険があるため、平成29年度から解体修理作業に着手します。

▼昨年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「上野天神祭のダンジリ行事」の保存継承に向け、支援を行います。

▼秋に第11回全国国分寺サミットを伊賀市で開催し、全国から国分寺のある自治体の首長を招き、史跡の保存や活用方法について意見の交換を行います。

スポーツ振興

▼平成33年に開催される「三重とこわか国体」に向け、市の国体準備委員会発起人会を立ち上げ、体育・スポーツ関係者だけではなく、さまざまな団体や企業など、多くの方々に賛同をお願いして、平成29年度当初に伊賀市国体準備委員会を設置します。これに合わせ、平成30年度に開催される全国高等学校総合体育大会についても、大会開催に向け準備を進めていきます。

移住・交流

▼昨年度、「移住コンシェルジュ」を設置し、さまざまな移住相談に対応できる体制を整えました。今後も、都市部での移住相談会や伊賀市の魅力を体験できるイベントを開催し、交流人口や移住者の増加に向けた取り組みを行います。また、地域課題の解決や地域振興の手段として、地域おこし協力隊制度を活用していきます。

空き家対策

▼昨年策定した「伊賀市空家等対策計画」に基づき、適正に管理されていない空き家で、「特定空家等」と判定したものに対しては、法律に基づく措置を本格的に行っていきます。今後は、空き家バンクのさらなる充実に努め、空き家を利活用した伊賀市への移住につなげたいと考えています。

計画の推進

「第2次再生計画」

▼第2次伊賀市総合計画については、第1次再生計画の計画期間が、平成28年度で満了することから、第2次再生計画の策定を進めており、今後、総合計画審議会や自治基本条例に基づく各住民自治協議会と地域振興委員会からの答申をふまえ、最終案をとりまとめていきます。

定住自立圏構想

▼昨年10月に京都府笠置町、南山城村との定住自立圏形成協定締結後、「伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会」を設置し、「定住自立圏共生ビジョン」の策定を進めています。

公共施設最適化計画

▼公共施設の最適化を市の重要課題と位置づけ、第1期実行計画に基づき、公共施設のマネジメントを推進しています。計画3年目となる平成29年度は、伊賀支所・青山支所周辺施設複合化事業の具体的な計画策定や、庁舎移転後のふれあいプラザのあり方の検討などに取り組みます。

庁舎整備

▼今年の3月には造成工事が完了し、現在、庁舎建設工事を進めています。平成30年11月の完成に向けて着実に取り組んでいきます。

平成29年度は、市長就任2期目の初年度となります。これまでの4年間に築いた伊賀市再生への基礎・土台に、しっかりとした柱を建て、より住みやすい、安全安心の自立したまちづくりに邁進したいと思います。

市民の皆さんと共に勇気と覚悟を持って〝誇れる伊賀市〟〝選ばれる伊賀市〟を築いていきたいと考えています。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

【問い合わせ】 秘書課
☎22・9600 FAX 24・7900

◆ 自分の健康を守るために、対象の人はこの機会に接種しましょう

高齢者肺炎球菌の予防接種

【問い合わせ】健康推進課
☎ 22-9653　FAX 22-9666

【接種期間】 4月1日～平成30年3月31日

【対象者】

過去に肺炎球菌ワクチンの接種を一度も受けたことのない人のうち、次の①または②に該当する人

①今年度、対象年齢（65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳）になる人

②接種時点で60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障がいで身体障害者手帳1級の人

※①の対象者には、案内はがきを郵送します。

※対象年齢であっても、過去に肺炎球菌の予防接種費用の助成を受けている人は、定期接種の対象外となるため、案内はがきは送りません。

※平成30年度まで、65歳から100歳までの5歳刻みの年齢の人が対象になり、65歳以上の人全員が5年間で1回は接種することができます。

【接種回数】 1回

【接種費用】 自己負担額3,000円

※生活保護を受給している人は無料

【接種場所】 県内指定医療機関

【接種方法】 直接医療機関に予約し、接種当日は必ず案内はがきを持参してください。

【注意事項】

○予診票は市内の実施医療機関にあります。市外の医療機関での接種を希望する場合は、予診票をお渡ししますので、ご連絡ください。

○県外の医療機関での接種を希望する場合は、接種費用や接種方法が異なりますので事前にご連絡ください。（接種費用の全額を医療機関に支払い、後日申請すると、接種費用の一部を助成します。）

任意接種（対象年齢以外の人）の助成について

65歳以上で、平成29年度の定期接種対象外の年齢の人は、生涯1回に限り「高齢者肺炎球菌ワクチン費用助成制度」で費用助成を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

※この助成を受けた場合は、定期接種の対象年度で対象外となります。

◆高齢者肺炎球菌予防接種を実施する市内医療機関（五十音順）

病院名	電話番号	病院名	電話番号	病院名	電話番号
あきやま腎泌尿器科	☎44-6516	河合診療所	☎43-1511	谷本整形	☎21-0934
アクアクリニック伊賀	☎21-6500	川原田内科	☎52-0500	中産婦人科緑ヶ丘クリニック	☎21-5678
浅野整形外科内科	☎36-2550	紀平医院	☎45-5470	梨ノ木診療所	☎26-5533
あずまクリニック	☎26-0333	霧生診療所	☎54-1002	西田整形外科医院	☎23-4556
あずま診療所	☎46-9977	黒田クリニック	☎52-2099	ひらい小児科クリニック	☎21-3101
阿波診療所	☎48-0004	佐々木内科	☎21-3100	広瀬医院	☎21-1383
伊藤医院	☎24-4700	佐那具医院	☎23-3330	まちしクリニック	☎45-7788
猪木内科医院	☎21-8288	嶋地医院	☎37-0114	松本胃腸内科	☎26-3750
上野総合市民病院	☎24-1111	しみずハートクリニック	☎21-4528	みずたにクリニック	☎21-8585
上野病院　※入院のみ	☎21-5010	しもむら整形外科	☎26-2960	宮本医院	☎21-4719
馬岡医院	☎21-3005	城医院	☎52-0017	森川病院	☎21-2425
大西医院	☎21-0219	滝井医院	☎23-1111	森田クリニック	☎22-2233
おおのクリニック	☎22-1220	竹沢医院	☎59-2019	山田診療所	☎47-0305
岡波総合病院	☎21-3135	竹沢内科歯科医院	☎23-5553	ゆめが丘クリニック	☎26-0100
亀田クリニック	☎26-0666	竹代クリニック	☎22-2300	吉村クリニック	☎22-2121

【問い合わせ】

○伊賀市保健センター（健康推進課：ハイトピア伊賀4階）　☎ 22-9653

○いがまち保健福祉センター（地域包括支援センター東部サテライト）　☎ 45-1016

○青山保健センター（地域包括支援センター南部サテライト）　☎ 52-2280

平成 29 年度 予防接種のお知らせ

◆定期接種　【実施期間】 4月1日～平成 30 年3月 31 日

定期接種（無料）		接種対象年齢	接種回数	注意事項
ヒ　ブ		生後２カ月～５歳未満	１～４回	接種開始月齢によって、接種できる回数が異なります。詳しくは接種する医療機関で確認してください。
肺炎球菌		生後２カ月～５歳未満	１～４回	
B型肝炎		１歳未満	３回	１回目の４週間後に２回目を、１回目から 20 週間を経過した後に３回目を接種しましょう。 ※平成 28 年 10 月から、定期接種になりました。
四種混合（ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ）	1 期初回	生後３カ月～７歳６カ月未満	３回	生後 3 カ月～１歳までの間に、20 日以上の間隔をあけて３回接種しましょう。
	1 期追加	初回接種終了後、１年～１年半（７歳６カ月未満）	１回	１期初回を３回接種した後、１年～１年半の間に受けることで免疫が強化されます。
	※三種混合ワクチンまたは不活化ポリオワクチンを接種している人は、お問い合わせください。			
BCG		１歳未満	１回	生後５カ月～８カ月の間に接種しましょう。
麻しん・風しん混合（MR）	１　期	１歳～２歳未満	１回	満１歳の誕生日を過ぎたら、なるべく早く接種しましょう。
	２　期	平成 23 年４月２日～平成 24 年４月１日生まれ（年長児に該当する時期）	１回	接種対象時期になったら、なるべく早く接種しましょう。
水痘（みずぼうそう）		１歳～３歳未満	２回	１歳になったら、６カ月以上の間隔をあけて２回接種しましょう。
日本脳炎	1 期初回	３歳～７歳６カ月未満	２回	３歳～４歳までの間に、６～28 日（１～４週間）までの間隔をあけて２回接種しましょう。
	1 期追加	初回接種終了から約１年後（７歳６カ月未満）	１回	１期初回を２回接種した後、おおむね１年あけて接種しましょう。
	２　期	９歳～ 13 歳未満	１回	９歳になったら、なるべく早く接種しましょう。
	※特例として、平成７年４月２日から平成 19 年４月１日生まれで、１期・２期の接種が完了していない人は、20 歳未満の間で不足回数分の接種を受けることができます。 ※平成 19 年４月２日から平成 21 年 10 月１日生まれで、１期の接種が終了していない人は、９歳以上 13 歳未満の期間に不足回数分の接種を受けることができます。			
二種混合（DT）（ジフテリア・破傷風）		11 歳～ 13 歳未満	１回	11 歳になったら、なるべく早く接種しましょう。
子宮頸がん		小学６年生（12 歳相当）～高校１年生（16 歳相当）の女子	３回	６カ月の間に３回接種します。現在、積極的な勧奨はしていません。

◆任意接種　【助成対象接種期間】 4月1日～平成 30 年3月 31 日

任意接種（有料）		接種対象年齢	助成限度額・回数	標準的な接種方法・注意事項など
ロタウイルス	１価ワクチン（ロタリックス）	生後６週～ 24 週未満	6,000 円・２回	４週間以上の間隔をあけて２回接種しましょう。
	５価ワクチン（ロタテック）	生後６週～ 32 週未満	4,000 円・３回	４週間以上の間隔をあけて３回接種しましょう。
おたふくかぜ		１歳～４歳未満	2,500 円・１回	３歳になる前に接種することをお勧めします。

【定期接種・任意接種に関する注意事項】

※対象年齢の人は、接種日時などを直接医療機関に確認し、必ず予約してから予防接種を受けてください。

※定期接種の費用は無料です。ただし、対象年齢以外で接種する場合は全額自己負担になります。

※接種当日は、母子健康手帳と予診票を持参してください。予診票をお持ちでない人は、市内の実施医療機関にありますので、予約時にお問い合わせください。

※市外医療機関での接種を希望する人は、予診票をお渡ししますのでご連絡ください。

※実施場所は県内指定医療機関（市内の指定医療機関は９ページのとおり）です。県外の医療機関で接種する場合は、手続きが必要ですので事前に健康推進課までご連絡ください。

※４月から、県外での接種費用助成事業の対象者の範囲が広がりました。詳しくは、お問い合わせください。

《任意接種の助成方法》

伊賀市・名張市（一部）の医療機関で接種した場合は、接種費用から助成額を差し引いた金額を医療機関窓口でお支払いください。（市への申請は必要ありません。）

※その他の医療機関で接種した場合は申請が必要です。

◆予防接種を実施している市内指定医療機関（50音順）

病院名	電話番号	ヒブ・肺炎球菌	B型肝炎	四種混合・ポリオ	BCG	MR	水痘	日本脳炎	DT	子宮頸がん	任意接種*
あずま診療所	☎46-9977							○ 2期・特例	○		
阿波診療所	☎48-0004	○	○	○ ポリオ除く		○	○	○	○	○	△
上野こどもクリニック	☎23-8558	○	○	○ ポリオ除く	○	○	○	○	○	○	◎
岡波総合病院	☎21-3135	○	○	○	○	○	○	○ 中学生以下	○	○ 中学生以下	◎
亀田クリニック	☎26-0666							○ 2期・特例	○		
河合診療所	☎43-1511	○	○	○		○	○	○	○	○	△
川原田内科	☎52-0500					○ 2期		○	○	○	
紀平医院	☎45-5470			○ 小学生以上				○ 小学生以上	○	要相談	
黒田クリニック	☎52-2099	○ 1歳以上		○ 1歳以上		○	○	○	○	○	△
佐那具医院	☎23-3330							○ 2期・特例	○	○	
嶋地医院	☎37-0114							○ 2期・特例	○		
城医院	☎52-0017					○	○	○	○		△
滝井医院	☎23-1111			○ ポリオ除く		○		○	○	○	
竹沢医院	☎59-2019							○ 2期・特例	○	○	
中産婦人科 緑ヶ丘クリニック	☎21-5678	○	○	○ ポリオ除く	○	○	○	○	○	○	◎
ひらい小児科クリニック	☎21-3101	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
まちしクリニック	☎45-7788	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
みずたにクリニック	☎21-8585	○	○	○	○	○	○	○	○		◎
宮本医院	☎21-4719									○	
森川病院	☎21-2425	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
森田クリニック	☎22-2233					○ 2期		○ 2期・特例	○		
ゆめが丘クリニック	☎26-0100					○ 2期		○	○		
吉村クリニック	☎22-2121							○ 2期・特例	○	○	

＊任意接種　◎：ロタウイルス・おたふくかぜ、△：おたふくかぜのみ

【問い合わせ】
○伊賀市保健センター（健康推進課）　☎22-9653　FAX 22-9666
○いがまち保健福祉センター（地域包括支援センター東部サテライト）
☎45-1016　FAX 45-1055
○青山保健センター（地域包括支援センター南部サテライト）
☎52-2280　FAX 52-2281

市税は納期限までに納めましょう

市税は、定められた期日（納期限）までに自主的に納めていただくものです。
市では、さまざまな広報活動を通じて、皆さんに自主納税をお願いしています。

皆さんの納めた税金は次のようなことに使われています

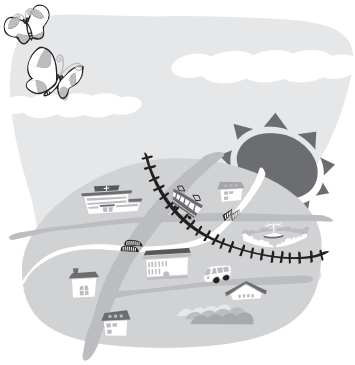

○まちづくりのために
○公共事業のために

○子どもや子育てのために
○社会保障のために

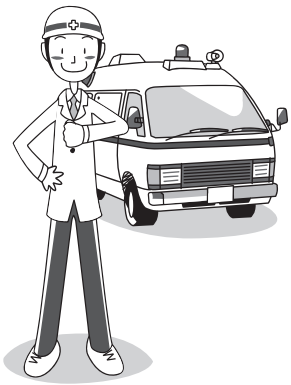

○住民を守るために
○環境を守るために

■市税の納付は口座振替が安心・便利

市税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。一度手続きをするだけで、納付のたびに金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどへ出向く必要もなく、翌年度以降も継続されます。

手続きには約1カ月かかりますので、余裕を持って手続きをしてください。

【申込方法】 預貯金通帳・通帳の届出印鑑を用意し、市指定の金融機関にある「伊賀市市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、振替を希望する金融機関などの窓口へ直接申し込んでください。

※依頼書がない場合、市から依頼書を郵送します。

【口座振替日】 各期の納期限に振り替えます。全期前納を指定されている場合は、第一期の納期限日に全額を振り替えます。

【振替口座の解約・変更】

○解約する場合
「伊賀市市税等口座振替依頼書」で解約の届け出ができます。現在振替をしている金融機関などの窓口へ提出してください。

○変更する場合
新たに指定する金融機関などへ「伊賀市市税等口座振替依頼書」を提出してください。

〈口座振替に関する注意事項〉

○固定資産税の名義変更をした場合は、新たに口座振替の申し込みが必要です。
○預貯金の残高不足により振替ができなかった場合、再度振替は行っていません。
○全期前納指定をしている場合に預貯金残高不足のため振替ができなかった場合は、その年度に限り各期の納期限での振替となります。
○随時課税分は対象外です。
○振替ができる税目は、市・県民税（普通徴収のみ）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。

【口座振替の取扱金融機関】
○百五銀行　○三重銀行　○第三銀行
○中京銀行　○滋賀銀行　○南都銀行
○三菱東京ＵＦＪ銀行
○北伊勢上野信用金庫
○伊賀北部農業協同組合
○伊賀南部農業協同組合
○東海労働金庫　○ゆうちょ銀行
※南都銀行・三菱東京ＵＦＪ銀行では公営住宅にかかる使用料の口座振替はできません。

■納税相談のご案内

災害・病気・事業の廃止など、やむを得ない事由によって納期限までの納付が困難となった場合は、放置せずに収税課へご相談ください。事情により、分割納付や一定期間の納税の猶予などの適用を受けられる場合があります。

収税課では、市役所の開庁時間内に納税相談を随時受け付けており、毎週木曜日は午後7時30分まで夜間窓口を開設していますので、ご利用ください。

※本庁のみ。市の休日を除く。

■市税を滞納すると…

市税を納期限までに納めず滞納したままにしておくことは、納期限内に納税している人との公平性を欠くことになります。

また、市の財政を圧迫し、福祉・教育・生活環境などの住民サービスに支障をきたすことになります。

◆滞納処分を行います

市では、市民の税負担の公平性の確保と市の財源の確保のため、滞納解消に努めています。

納期限内に市税が納付されなかった場合、市役所から督促状を発送します。納付せずそのままにしておくと財産（不動産・給与・預貯金など）の差し押さえ、公売などの強制処分を受けることになります。また、納期限の翌日から延滞金が加算されます。

◆インターネット公売を実施しています

差し押さえた動産、不動産のインターネット公売を行っています。

インターネット公売のお知らせは、市ホームページや、広報いが市、文字放送をご覧ください。

市税はコンビニエンスストアでも納めることができます

市・県民税（普通徴収分のみ）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの市税は、コンビニエンスストアで納付することができます。

平日の昼間に納付することが困難な人はご利用ください。

※次の場合は、コンビニエンスストアで納付できません。

○納付書に書かれている納期限を過ぎている場合
○バーコードが印字されていないまたは読み取れない場合
○金額が30万円を超える場合
○金額を訂正した場合

【対象店舗】　※50音順
○くらしハウス
○コミュニティ・ストア
○サークルＫ　○サンクス
○スリーエイト　○スリーエフ
○生活彩家　○セイコーマート
○セーブオン　○セブン-イレブン
○タイエー　○デイリーヤマザキ
○ニューヤマザキデイリーストア
○ハセガワストア
○ハマナスクラブ
○ファミリーマート　○ポプラ
○ミニストップ
○ヤマザキスペシャルパートナーショップ
○ヤマザキデイリーストアー
○ローソン
○ローソンストア１００
※ＭＭＫ設置店でも納付できます。

多重債務をかかえてしまったら…

税金を滞納していて、消費者金融などから長期にわたって借り入れがあり、多重債務で悩んでいる人は、納税相談実施時にお伝えください。

また、市民生活課では、債務問題などでお困りの人を対象とした相談を随時受け付けています。

さらに、法律専門家による定期相談も実施していますので、ぜひご利用ください。

◆弁護士相談（法律）
月2回　※予約制

◆司法書士相談（登記・相続・借金問題など）
月1回　※予約制

◆消費者相談専用ダイヤル
☎22・9626
※午前9時～午後4時

【問い合わせ】　市民生活課
☎22・9638
FAX22・9641

【問い合わせ】　収税課
☎22・9612
FAX22・9618

◆ 皆さんからの作品のご応募をお待ちしています

第10回 輝け！いがっこフォトコンテスト

【問い合わせ】生涯学習課
☎ 22-9679　FAX 22-9692

“伊賀の子どもたち＝いがっ子”の日常の姿をお送りください。大人が撮った「いがっ子」の姿、子どもが撮った「いがっ子」の姿。さまざまな「いがっ子」の写真をお待ちしています。（参加賞あり）

【応募資格】 市内在住・在勤・在学の人

【応募規定】 ○**色**：カラーまたはモノクロ

○**サイズ**：2L（127mm × 178mm）から４つ切り（254mm × 305mm）まで

○未発表作品であること

※写真の裏面に題名・撮影年月日・住所・氏名（ふりがな）・電話番号、児童・生徒の場合は学校名・学年をご記入ください。

【表　彰】 ○最優秀賞１点（賞状･副賞 5,000 円相当）

○優秀賞２点（賞状・副賞 3,000 円相当）

○入賞 10 点（賞状・副賞 1,000 円相当）

【審査・発表】 青少年育成市民連絡会議役員と写真の専門家により審査し、直接本人に通知します。

※応募作品で使用する被写体・著作物の肖像権・著作権などは、応募者の責任で、全ての被写体・原著作者などの使用許諾承認を得た上で応募してください。

※撮影の際は被写体となる人などに声をかけてから撮影してください。

※応募作品をいがっ子憲章の広報活動に使用する場合は、撮影者の氏名・住所表示（町名までの表示）を行います。また、児童・生徒の場合は学校名・学年の表示を行います。

【応募期間】 ４月 10 ㈪～５月 10 日㈬

【応募先】 生涯学習課

◆ 平成 29 年度の講座を紹介します

上野公民館講座のご案内

【問い合わせ】上野公民館
☎ 22-9637　FAX 22-9692

講座名	と　き	ところ	内　容
①悠々セミナー（全９回）	５月～平成 30 年２月のおおむね毎月第４火曜日 午後１時 30 分～３時	ハイトピア伊賀５階多目的大研修室	歴史や文学、人権をはじめ幅広い教養、趣味的な学習を通して、豊かで潤いのある生涯を育みます。
②「脳＆足筋」体幹予防講座（全８回）	６月～平成30年２月のおおむね毎月第１または第２木曜日 午後１時 30 分～３時		認知症や転倒予防を改善し、健康でいきいきとした生活ができるように、心と身体のバランスを整えていきます。《講師：佐藤　実さん》

【対象者】 20 歳以上の人

※市民を優先しますが、市外の人でも申し込めます。

【定　員】 ① 150 人　② 50 人

※定員を超える申し込みがあった講座は、抽選により受講者を決定し、結果を郵送で通知します。

※定員の半数に満たないときは、開講できない場合があります。

※受講者は毎回必ず参加してください。

※開催日時は都合により変更することがあります。

【申込方法】 上野公民館、上野支所管内の 21 公民館分館にある用紙に必要事項を記入の上、提出していただくか、上野公民館へ直接電話で申し込んでください。

【申込期間】 ４月７日㈮～ 20 日㈭　午前９時～午後５時

【申込先】 上野公民館（土・日曜日は☎ 22-9801）

◆ さまざまな交流の場としてご利用ください

伊賀市ゆめぽりすセンターのご案内

【問い合わせ】地域づくり推進課
☎ 22-9639　FAX 22-9694

【主な業務内容】

○大･小会議室の貸し出し（営利･非営利は問いません。）

○市民活動支援としての印刷機の貸し出し・相談窓口

※伊賀市ゆめぽりすセンターは、４月１日から市直営の施設となりました。

知ってほしい！伝えたい！

伊賀市の〝今〟

このコーナーでは、今年度、市が重点的に取り組んでいる子育てや移住交流、公共施設の見直しなどの施策について、市民の皆さんに知っていただきたい「今」を紹介します。

子育て

3月1日㈬に、県と市の共催で「みえの育児男子倶楽部」を開催しました。

育児男子倶楽部とは、男性同士が会社などの垣根を越えて、子育てに関する楽しみや悩みなどを気軽に話し、情報交換を楽しむ場です。

当日は15人の男性が参加され、職業や年齢などの垣根を越え、どのグループも話に花が咲いていました。

（こども未来課）

移住・交流

3月18日㈯に、城下町移住交流体験ツアーを開催しました。

東京での移住相談会に来場された人も参加し、地元の人の案内で楼車（だんじり）見学、組紐（くみひも）体験など、まちなかの文化・生活に触れ、伊賀の魅力を知ってもらいました。

（中心市街地推進課）

《問い合わせ》
こども未来課 ☎22・9665 FAX22・9666
中心市街地推進課 ☎22・9825 FAX22・9628

◆ 小・中学校でかかる費用の一部を援助します

平成29年度 就学援助制度

【問い合わせ】 学校教育課
☎ 47-1282　FAX 47-1290

経済的な理由で学用品費や給食費など、学校でかかる費用にお困りの人に、学校へ納入した費用の一部を市が援助します。

希望する場合は、申請が必要です。なお、年度ごとに認定しますので、前年度から引き続き援助を希望する場合も、必ず申請してください。

※生活保護受給者は、生活保護と重複する内容の援助は受けることができません。

【対象者】 市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者
※所得制限があります。

【申請先】 在籍する小・中学校

【支給時期】
年3回（7月・12月・3月）に分けて支給します。

【問い合わせ】 各小・中学校、学校教育課

■平成29年度支給予定額（4月認定の場合）

費　目	支給対象	金額（小学校）	金額（中学校）
学用品費	全学年	11,420円	22,320円
通学用品費	1年生以外	2,230円	2,230円
新入学児童生徒学用品費	4月認定の1年生	20,470円	23,550円
校外活動費（宿泊を伴う）	校外活動実施学年 ※交通費・見学料に限る。	上限3,620円	上限6,100円
校外活動費（宿泊を伴わない）	全学年	1,570円	2,270円
学校給食費	全学年	35,500円	40,700円
通学費	公共交通機関を利用した通学に限る。	実費額（4km以上）	実費額（6km以上）
修学旅行費	修学旅行実施学年	実費額	
医療費	学校病*の治療に限る。	健康保険加入の場合の3割（自己負担）分	

＊学校病…トラコーマ・結膜炎・白癬（水虫）・疥癬・膿痂疹（とびひ）・中耳炎・慢性副鼻腔炎（蓄のう症）・アデノイド・う歯（虫歯）・寄生虫病

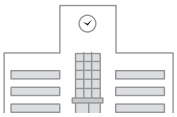

狂犬病予防注射と犬の登録

市民生活課　☎ 22-9638　鑞 22-9641

月	日	曜	時　間	実施場所
4	17	月	9：30～10：00	猪田地区市民センター
			10：20～10：40	依那古地区市民センター
			11：00～11：20	比自岐地区市民センター
			11：40～12：15	神戸地区市民センター
			13：40～14：00	きじが台地区市民センター
	18	火	10：50～11：30	新居地区市民センター
	21	金	9：30～9：50	三田地区市民センター
			10：10～10：30	佐那具町コミュニティセンター
			10：50～11：20	府中地区市民センター
			11：40～12：10	小田地区市民センター
	24	月	9：30～9：45	上野南部地区市民センター
			10：00～10：20	緑ケ丘本町公民館北側
			10：40～10：55	上野西部地区市民センター
			11：30～11：45	諏訪地区市民センター
	26	水	9：30～9：50	古山地区市民センター
			10：10～10：30	花垣地区市民センター
			10：50～11：05	治田ふれあいプラザ
			11：25～11：50	(旧)白樫農協出張所
			13：10～13：30	花之木地区市民センター
			13：50～14：10	長田地区市民センター
	28	金	9：30～9：50	中瀬地区市民センター
			10：10～10：25	蓮池公民館
			10：40～11：00	友生地区市民センター
			11：15～11：30	下友生第２公民館
			11：45～12：20	ゆめぽりすセンター玄関前
			13：40～14：00	久米地区市民センター
			14：15～14：30	八幡町市民館

伊賀支所住民福祉課　☎ 45-9104　鑞 45-9120

月	日	曜	時　間	実施場所
4	11	火	9：30～9：50	川西公民館駐車場
			10：00～10：25	川東多目的集会所
			10：35～11：05	山畑農事集会所
			11：15～12：00	希望ヶ丘生きがいセンター
			13：30～14：00	愛田公民館
			14：10～14：40	新堂元気老人ステーション
			14：50～15：10	柏野公民館
			15：20～15：35	御代区駐車場(旧偕楽荘前)
	12	水	9：30～10：05	西柘植地区市民センター
			10：15～10：40	中柘植集落センター
			10：50～11：05	野村集落センター
			11：15～11：40	小林集議所
			13：00～13：20	倉部公民館
			13：30～13：50	下町区コミュニティセンター
			14：00～14：20	いがまち人権センター
			14：30～14：50	上村多目的集会所
			15：00～15：15	小杉高齢者等活性化センター

■ 狂犬病予防注射をしましょう

犬の飼い主は、飼い犬に「狂犬病予防注射」を毎年１回、４月１日から６月30日の間に受けさせることが、狂犬病予防法で定められています。

予防注射は、市が㈳三重県獣医師会の協力のもと実施する「狂犬病予防集合注射」の会場か各動物病院で受けることができます。左の表で日程を確認し、最寄りの会場で受けてください。集合注射に行けない場合は、動物病院で注射を受けてください。

※各会場の実施時間は、目安です。

【料　金】

○すでに登録済みの犬で注射のみの場合：3,200円

○注射と同時に登録をする場合：6,200円
（注射3,200円・登録3,000円）

※当日、おつりがいらないように準備してください。

■ 集合注射の注意事項

①注射の案内はがきが届いた人は、注射当日にはがきを必ず持参してください。はがきがないと受付に時間がかかります。(動物病院で注射をする場合も同様)

②はがきの裏面にある問診票に記入の上、持参してください。犬の体調が悪い場合などは、獣医師の判断により注射をしないことがあります。また、妊娠中の犬への予防注射はできません。

③普段から犬の世話をし、その犬をコントロールできる人が連れてきてください。

④首輪にリードを付けるか、キャリーバッグに入れた状態で連れてきてください。また、注射の妨げになる場合がありますので、服は着せないでください。

⑤会場ではリードを短く持ち、犬や人にかみつかないよう気を付けてください。事故やトラブルが発生した場合、市や㈳三重県獣医師会は責任を負いません。

⑥ふん・尿の始末は飼い主が行ってください。

■ 愛犬の登録をしましょう

犬を飼う場合、狂犬病予防法により、必ず登録をしなければなりません。

登録は「生涯登録」で、最初の１回のみです。市民生活課・各支所住民福祉課・市が登録業務を委託した動物病院・集合注射会場で登録でき、まだ登録していない飼い犬や新しく飼い始めた生後91日以上の犬が対象です。

※注射の案内はがきが届いた人で、はがき表面の右下に「未登録」と書かれている場合は必ず登録してください。

青山支所住民福祉課　☎52-3227　鑞52-2174

月	日	曜	時　間	実施場所
4	6	木	8：50～　9：00	古田集議所
			9：20～　9：40	霧生農民研修センター
			9：50～10：00	腰山コミュニティセンター
			10：20～10：30	種生生活改善センター
			10：50～11：20	桐ケ丘地区市民センター
			12：50～13：00	上高尾生活改善センター
			13：10～13：20	原池集議所
			13：30～13：50	青山支所前
	7	金	9：00～　9：15	上津コミュニティセンター
			9：25～　9：40	妙楽地生活改善センター
			9：50～10：05	北山公民館
			10：20～10：30	別府集議所
			10：40～10：50	青山羽根生活改善センター
			11：05～11：20	青山文化センター
			12：50～13：20	桐ケ丘地区市民センター
			13：30～13：50	青山支所前

■ 鑑札と注射済票を装着させましょう

登録した場合は「鑑札」を、狂犬病予防注射を受けた場合は「狂犬病予防注射済票」を交付します。狂犬病予防法により、犬の飼い主には、飼い犬に鑑札・注射済票を装着させる義務があります。

※今年度の注射済票は赤色です。

伊賀市の鑑札・注射済票デザイン

《鑑　札》

《サイズ》
横 30㎜×縦 20㎜

《狂犬病予防注射済票》

《サイズ》
横 18㎜×縦 25.2㎜

■ 犬の転居・死亡

犬を連れて引っ越したり、犬が死んだ場合、必ず市民生活課または各支所住民福祉課まで届け出てください。届け出がないと、登録情報は変更されません。

【届出先】

○転居（市内⇒市内）：市民生活課・各支所住民福祉課
○転出（市内⇒市外）：転出先の市役所など
※伊賀市で交付を受けた犬の鑑札を持参してください。
○転入（市外⇒市内）：市民生活課・各支所住民福祉課

【問い合わせ】
市民生活課
☎22-9638　FAX22-9641

島ヶ原支所住民福祉課　☎59-2109　鑞59-3196

月	日	曜	時　間	実施場所
4	18	火	13：30～14：10	正月堂前
			14：30～15：20	島ヶ原支所裏

阿山支所住民福祉課　☎43-0333　鑞43-1679

月	日	曜	時　間	実施場所
4	13	木	9：30～10：05	槙山多目的集会施設
			10：20～10：30	内保集落センター
			10：45～11：30	玉滝地区市民センター
			13：00～13：10	湯舟コミュニティセンター
			13：20～13：40	西湯舟生活改善センター
			13：50～14：00	東湯舟コミュニティセンター
			14：10～14：30	いきいきセンター
			14：40～14：55	鞆田地区市民センター
			15：05～15：30	下友田多目的集会所
	14	金	9：30～　9：50	波敷野消防倉庫
			10：05～10：20	音羽生活改善センター
			10：35～10：55	丸柱地区市民センター
			11：10～11：30	石川集落センター
			13：00～13：30	阿山支所西側
			13：45～14：00	川合公民館
			14：15～14：35	阿山ハイツ公民館
			14：50～15：10	円徳院コミュニティセンター

大山田支所住民福祉課　☎47-1163　鑞46-1764

月	日	曜	時　間	実施場所
4	19	水	9：00～　9：10	坂下コミュニティホール前
			9：20～　9：30	中馬野公民館
			9：40～　9：50	奥馬野公民館
			10：00～10：10	広瀬公民館
			10：20～10：40	川北公民館
			10：50～11：05	中村公民館
			11：15～11：25	鳳凰寺公民館
			11：35～11：45	甲野公民館
			13：15～13：45	大沢公民館
			13：55～14：05	千戸公民館
			14：15～14：35	炊村公民館
			14：45～14：55	畑村公民館
			15：05～15：20	大山田保健センター
	20	木	9：00～　9：15	上阿波公民館
			9：25～　9：45	子延公民館
			9：55～10：05	平松公民館
			10：15～10：35	富永公民館
			10：45～10：55	猿野公民館
			11：05～11：25	須原公民館
			11：35～11：45	下阿波公民館
			13：15～13：30	真泥公民館
			13：40～13：55	中島公民館
			14：05～14：15	富岡公民館
			14：25～14：35	出後公民館
			14：45～14：55	平田公民館
			15：05～15：20	大山田保健センター

※申し込みの記載がないものは申し込み不要、料金の記載がないものは無料です。

お知らせ 鉄道時刻表・交通マップ

今春のダイヤ改正にあわせて、市内鉄道の乗り継ぎに便利なポケットサイズの時刻表を作成しました。

また、新たに市内のバス路線などをまとめた交通マップを作成しましたのでご利用ください。

【配布場所】

交通政策課・本庁舎玄関受付・各支所（上野を除く。）・各地区市民センター・伊賀鉄道上野市駅など

【問い合わせ】 交通政策課

☎ 22-9663　FAX 22-9852

お知らせ 新任の民生委員・児童委員

次の地区について、担当の民生委員・児童委員が決まりました。

○**上野東部**　上野車坂町の一部

松山　ふじ子さん

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 26-3940　FAX 22-9673

お知らせ 重度障がい児(者)タクシー等利用料金・自動車等燃料費助成

重度の障がいのある人が社会参加や医療機関への通院などをするための交通費を助成します。

タクシー券・自動車燃料券・原動機付自転車燃料券のいずれかを選択してください。

【対象者】 次のいずれかに該当する手帳をお持ちの人

○身体障害者手帳１級・２級

○療育手帳 A1・A2

○精神障害者保健福祉手帳１級

※伊賀市障がい児(者)訓練施設等通所費助成を受給する人は対象外

【助成額】

○タクシー等乗車券、自動車燃料券

年間7,200円(1カ月あたり600円)

○原動機付自転車燃料券

年間3,600円(1カ月あたり300円)

※年度の途中に手帳が新たに交付された場合は、交付月以降の分

【申請方法】 障害者手帳・印鑑（自動車燃料券・原動機付自転車燃料券の場合は免許証・車検証または車両番号の分かるもの）を持参の上、申請してください。

【申請先・問い合わせ】

障がい福祉課

☎ 22-9656　FAX 22-9662

各支所住民福祉課

お知らせ 軽度生活援助事業

軽易な日常生活上の援助によって、在宅高齢者の自立した生活の継続を目的とする事業です。

【対象者】 市に住所を有し、居住する人で、次のいずれかに該当する軽易な援助が必要な人

○ 65 歳以上の一人暮らしの人

○ 65 歳以上のみの人で構成された世帯、またはこれに準ずる世帯の人

【事業内容】

①外出の援助（散歩の付き添い）

②食事・食材の確保（食材の購入）

③家屋内の整理・整とん

④剪定･草刈り･草引き(生活経路のみ)

⑤軽微な修繕

⑥朗読・代筆などの援助

⑦家周りの防備（台風等対策）

⑧その他日常生活に必要であり、提供可能な援助

【利用限度】 月４回(①～⑧の合計)

※④⑤は年２回

【利用者負担額】 300 円／時間

【問い合わせ】 介護高齢福祉課

☎ 22-9634　FAX 26-3950

お知らせ コンビニ交付サービス*の休止

市役所庁舎停電のため、コンビニ交付サービスを次のとおり休止します。

【休止日】 ４月 16 日㈰

＊コンビニ交付サービス…コンビニエンスストア内にあるマルチコピー機で住民票の写しなどを取得できるサービス

【問い合わせ】 住民課

☎ 22-9645　FAX 22-9643

お知らせ 春の全国交通安全運動

『４月 10 日は交通事故死ゼロを目指す日』

【運動期間】 ４月６日㈭～ 15 日㈯

【運動の基本】

子どもと高齢者の交通事故防止

～事故にあわない、おこさない～

【運動の重点】

○歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底）

○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○飲酒運転の根絶

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9638　FAX 22-9641

お知らせ しらさぎ運動公園全面オープン

しらさぎ運動公園は、平成 27 年６月 24 日から部分供用（多目的グラウンドとその付近）としていましたが、４月１日から全面を利用できます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【施設予約の申込先】

しらさぎ運動公園管理棟

☎ 24-1182

【問い合わせ】 都市計画課

☎ 43-2315　FAX 43-2317

お知らせ 介護保険料の仮徴収額通知書をご確認ください

65 歳以上の人を対象に、平成 29 年４月から８月分の介護保険料仮徴収額を算定しました。

その通知書を４月７日㈮に発送しますので、確認の上、納期限までに納入してください。口座振替の場合は、指定の口座から納期限に振り替えます。

特別徴収を継続する人には、今回の仮徴収額通知書を発送しませんが、徴収額に変更がある人には、介護保険料額変更通知書を発送します。

なお、年間保険料額は平成 29 年度の市民税の課税状況などをもとに７月に確定し、改めてお知らせします。

【問い合わせ】

介護高齢福祉課

☎ 26-3939　FAX 26-3950

今月の納税

○納期限　５月１日（月）

納期限内に納めましょう

固定資産税（１期）

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課　☎ 22-9612

募集します　保健師（育児休業代替任期付職員）

【募集人数】　1人
【応募資格】
　昭和34年4月2日以降生まれで、保健師免許を有する人
【勤務場所】　健康推進課など
【任用期間】　7月1日～平成31年3月31日（予定）
【勤務条件・休暇】
　給与：基本給・諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当など）
　休暇：年次有給休暇・特別休暇・病気休暇・介護休暇など
※週休2日制
【選考試験日】　5月13日㈯
※時間などは応募した人にお知らせします。
【試験会場】　ハイトピア伊賀
【選考方法】　筆記試験・個別面接
【提出書類】
○伊賀市育児休業代替任期付職員採用試験申込書（1通）
○外国籍の人は住民票などの在留資格を証する書類（1通）
【応募期限】
　4月24日㈪　※必着
【応募先・問い合わせ】
　〒518-0869
　伊賀市上野中町2976番地の1
　伊賀市総務部人事課
　☎22-9605　FAX 22-9616

募集　法テラス三重巡回無料法律相談会

　離婚・相続・借金などのトラブルによりお困りで、収入状況など一定の要件に当てはまる人を対象に、弁護士による相談会を開催します。
【と　き】
　4月19日、6月21日、8月16日
　すべて水曜日、午後1時～4時
【ところ】　上野ふれあいプラザ　3階ボランティア活動室
【定　員】　6人　※先着順
【申込期限】　開催日前日の午後5時
【申込先・問い合わせ】
　日本司法支援センター三重地方事務所（法テラス三重）
　☎050-3383-5470
【問い合わせ】　市民生活課
　☎22-9638　FAX 22-9641

催し　忍者・忍術学講座（前期）

【と　き】
①4月15日㈯　②5月20日㈯
③6月17日㈯　④7月15日㈯
⑤8月19日㈯　⑥9月16日㈯
　いずれも午前10時30分～正午
【内　容】
①「徳川幕府の伊賀者について～伊賀者松下家文書の解読～」
　立正大学　非常勤講師　高尾　善希さん
②「身体で学ぶコツ・身体技術上達法」
　山梨学院大学　教授　ウィリアム・リードさん
③「藤堂藩の無足人と伊賀者～伊賀国を中心に～」
　三重県総合博物館展示・資料情報課　主幹　藤谷　彰さん
④「戦国時代　伊賀国の石造物情勢は複雑怪奇なり」
　三重県教育委員会社会教育・文化財保護課　班長　竹田　憲治さん
⑤「伊賀上野の武家屋敷」
　三重大学大学院工学研究科　教授　菅原　洋一さん
⑥「忍者食はストレス社会に活かせるか？」
　三重大学社会連携研究センター　特任教授　久松　眞さん
【ところ】　ハイトピア伊賀　3階コミュニティ情報プラザホール
【問い合わせ】　三重大学人文学部チーム　☎059-231-9194
　総合政策課
　☎22-9620　FAX 22-9672

募集　あおやまキャラバン先生と一緒に田植え体験

【と　き】
　5月7日㈰　午前9時30分～
【ところ】　高尾地内（青山地域）
【内　容】　昔遊び・手植え体験・おにぎりの振る舞い
【講　師】　あおやまキャラバン先生
【対象者】　3歳以上小学生以下の児童と保護者
【料　金】　500円
【定　員】　30人　※先着順
【申込方法】
　電話か来館の上、住所・氏名・年齢・電話番号をお知らせください。
【申込受付開始日時】
　4月7日㈮　午前8時30分～
【申込先・問い合わせ】　青山公民館
　☎52-1110　FAX 52-1211

お知らせ　伊賀市・名張市広域行政事務組合の移転

　4月1日㈯に、次のとおり移転しました。
【移転先・問い合わせ】　〒518-1395
　伊賀市馬場1128番地（伊賀市役所阿山支所2階）
　伊賀市・名張市広域行政事務組合総務課、伊賀食肉センター事務局
　☎43-9088　FAX 43-0041

催し　離乳食教室

【と　き】　4月18日㈫
　午後1時30分～3時30分
【ところ】
　ハイトピア伊賀　4階多目的室
【内　容】　講話・実演見学「離乳食初期～完了食」・栄養相談
※子どもと一緒に参加できます。
【問い合わせ】　健康推進課
　☎22-9653　FAX 22-9666

催し　寺田市民館「じんけん」パネル展

【と　き】　4月3日㈪～27日㈭
　午前8時30分～午後5時
※土・日曜日を除く。
【ところ】
　寺田教育集会所　第1学習室
【内　容】「知っていますか部落地名総鑑事件」
　「部落地名総鑑」とは、被差別部落についての所在地などが一覧で記された差別図書です。このような事件を根絶するための取り組みを通じ、今後の課題を考えます。
【問い合わせ】
　寺田市民館　☎／FAX 23-8728

催し　認知症の人と家族の会「伊賀地域つどい・交流会」

　認知症の人を介護する家族の情報交換の場です。
【と　き】　4月25日㈫
　午後1時30分～4時
【ところ】　ゆめぽりすセンター
【料　金】　200円
※認知症の人は無料。家族の会会員は100円。認知症の人が参加する場合は、事前に連絡してください。
【問い合わせ】
　地域包括支援センター
　☎26-1521　FAX 24-7511

街道のにぎわいを楽しむ

初瀬街道まつり（3月5日）

青山支所周辺と初瀬街道の一部で、第12回初瀬街道まつりが開催されました。

会場では、さくら保育園の園児によるダンスや青山中学校吹奏楽部の演奏などのさまざまな催しが行われました。また、歩行者天国となった街道沿いには手作りの行燈（あんどん）や水車、阿保宿旧旅籠（はたご）の暖簾（のれん）が展示されたほか、地元の特産品を販売するブースなどのさまざまな出店が並び、訪れた人は街道の雰囲気を楽しんでいました。

▲街道に並んだ出店では、多くの人が特産品などを買い求めていました。

▲街道沿いには手作りの行燈が展示されました。

元気いっぱい

げんきっこフェスタ（3月4日）

阿山保健福祉センターで、げんきっこフェスタを行いました。

この催しは、地域ぐるみの子育て支援を広く知ってもらうために行ったものです。

この日は154人が参加し、ダンスや体操をしてふれあったり、会場に設けられた地元の子育てサークルなどによるブースで、ゲームや工作などを楽しんでいました。

▲親子でふれあいを楽しみながら体操をしました。

▲輪投げに挑戦する子ども

忍者の聖地で的を狙え！

第8回伊賀流手裏剣打選手権大会（3月12日）

伊賀流忍者博物館忍術ひろばで、伊賀流手裏剣打選手権大会の本選が行われました。

本選には、全国7カ所、計233人が参加した予選の成績上位40位の選手たちが出場しました。

競技は、手裏剣を5枚打った的中点数と、立ち居振る舞いや独創性などの評価点の合計で競われます。高得点が出ると、会場からは大きな歓声と拍手が送られ、緊張感が漂う中にも、大会を盛り上げようとする選手たちの思いが感じられました。

▶真剣な表情で手裏剣を打つ選手

▲個性豊かな忍者の衣装に身を包んだ選手たち

※掲載広告について不明な点は直接広告主へお問い合わせください。

◆ 忍者の聖地 伊賀市を発信する取り組みを進めています

JAL国際線で伊賀流忍者のDVDを放映

【問い合わせ】観光戦略課
☎22-9670　FAX 22-9695

市では、2月22日に「忍者市」宣言を行いました。忍者の聖地である伊賀市を海外に向けてさらに発信する取り組みの一つとして、JAL（日本航空㈱）国際線機内で伊賀流忍者を紹介するDVDを放映します。

忍者は外国人観光客にも大変人気がありますが、国や地域によって忍者のどのようなことに興味があるのかは異なります。

例えば、アジア諸国や米国ではエンターテインメントとしての要素を好む傾向がありますが、欧州諸国では、「なぜ・どうして」などの学術的な要素に興味を持つ傾向があります。

今回のDVDは、真の忍者の姿を精神性や歴史・文化の視点から紹介する内容となっています。

今後も、忍者を求めて伊賀市へ訪れる人を増加させる取り組みを進めていきます。

【放映期間】 4月1日㈯～6月30日㈮
【放映場所】 JAL（日本航空㈱）国際線機内モニター
【タイトル】 「忍の正心」（約30分）
【内　容】 忍者の精神や真実の姿、忍者発祥の地である伊賀市を紹介

本紙14～15ページの「狂犬病予防注射と犬の登録」について、わかりやすく解説します。

こども広場
「狂犬病予防注射」

小・中学生のためのコラムです

狂犬病は　に　する病

みなさんは、狂犬病という病気を知っていますか。

人と動物が同じように感染する病気を「人と動物の共通感染症」と言い、その中で最も恐ろしいと言われているのが狂犬病です。狂犬病は、「狂犬病ウイルス」が原因の病気で、世界中のほとんどの国で発生しています。犬だけではなく、発症した動物から唾液などによって人にも感染し、発症するとほぼ100％死亡する恐ろしい病気です。現代のように医療技術が進歩していても、治療はほとんど不可能です。

狂犬病は外国だけの　ではない

世界各地では毎年5万人以上の人が狂犬病によって命を落としています。

一方、日本国内では、1956年（昭和31年）に人、1957年（昭和32年）に猫での発生が最後の症例です。

このことから、狂犬病は外国での話と思っている人も多いかもしれませんが、今はたくさんの人や動物が世界中を行き来する時代なので、狂犬病が日本に侵入してくる危険がなくなった訳ではありません。また、2006年（平成18年）には、発生国で犬にかまれた人が帰国後に発症し、亡くなったこともありました。

ず予　ようぼうちゅうしゃ

このように狂犬病はとても怖い病気ですが、私たちは防止のために何をすればよいのでしょうか。日本には「狂犬病予防法」という法律があり、犬の飼い主に飼い犬の登録と年1回の予防注射を義務づけています。予防注射は万が一国内で狂犬病が発生した場合、病気が広がるのを防止するために行います。万が一に備えて、飼い犬の登録をして、日頃から犬がどこに何匹いるのかを行政が把握しておくことが重要なのです。

飼い主が愛犬を守ることが人の命を守り、社会を守ることにもつながります。家の中で飼っているから関係ないと思わずに、飼い主は責任を持って飼い犬に予防注射を受けさせましょう。

【問い合わせ】 市民生活課
☎22・9638　FAX 22・9641

カラダのこと おしえて！

血液検査などの検査結果の見方を知っていますか

検査結果の「基準範囲」とは

検査結果の数値が気になる人へ

皆さんは、病院にかかったときや地域・職場の健診などで、一度は血液検査を受けたことがあると思います。結果を見て、肝機能や中性脂肪の数値が高かったなどと心配し、不安になった人もいるのではないでしょうか。

健康な人が「基準範囲」から外れることも

検査結果を判断する際の一般的な目安として、「基準範囲（基準値）」があります。これを外れた場合に、「高い」「低い」と表現されるわけですが、その「基準範囲」とは、健康な人の多数の検査値を統計的に処理し、その95%が含まれる検査値の範囲のことです。

すなわち、健康な人でも100人に5人は「基準範囲」から外れることになるため、検査結果が少々「基準範囲」外であっても、必ずしも「異常」とは言えません。

以前の検査結果と比較することなども大切

一方で、採血時の条件によっても検査値が変動することがあります。例えば、血糖や中性脂肪は食事によって高くなることがあり、注意が必要です。

そのほかにも、運動・体位・時間・性別・年齢などによっても変動することがあります。

医師は、検査結果を見るとき、「基準範囲」を参考にしつつ、その人の背景因子（年齢・性別・既往歴・現在の病態など）を考慮し、病気の診断や治療方針に役立てています。「基準範囲」での判断だけでなく、以前の検査結果と比較をし、個人の変動についても考えることが大切です。

過剰な心配はせず、まずは医師に相談を

血液成分には個人差があり、「基準範囲」から少し外れたとしても過剰に心配せず、医師に相談してください。また、健診の際に再検査や精密検査を指示された場合も、面倒がらずに受診することが大切です。

（上野総合市民病院臨床検査課　坂上　由美）

【問い合わせ】　上野総合市民病院　☎24-1111

◆ 将来の安心のために

国民年金のはなし

【問い合わせ】保険年金課
☎22-9659　FAX 26-0151

◆年金の加入方法は人によって違います

日本では、国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金に加入することになっています。

加入者は職業などによって次の3つに分かれ、加入手続きがそれぞれ異なります。

○第1号被保険者

自営業者・学生・非正規雇用者・無職の人など

⇒加入手続きは住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で本人が行います。

○第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険制度に加入している人

⇒加入手続きは勤務先が行います。

○第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

⇒加入手続きは第2号被保険者の勤務先が行います。

◆年金を増やしたい人へ

～付加年金をご存じですか～

第1号被保険者や任意加入被保険者（65歳以上の人を除く。）は、定額保険料に加えて付加保険料（400円／月）を納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

【付加年金の年金額（年間受取額）】

200円×付加保険料納付月数

※申し込んだ月分から納めていただきます。

※付加保険料を納付している人が納付を辞退する場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。

※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

○保険年金課

○各支所住民福祉課

○津年金事務所　☎059-228-9112

伊賀線だより拡大版

永続的な運行に向けた新たなスタート ～伊賀線は４月１日から「公有民営方式」へ～

◆「公有民営方式」による鉄道運行は全国で４例目

全国的に地方鉄道の経営が厳しさを増す中、国は沿線の自治体と鉄道事業者が一体となった取り組みを提唱し、2008（平成 20）年に鉄道事業再構築事業を制度化しました。伊賀線はこの制度を活用するため、「鉄道事業再構築実施計画」を策定し、「公有民営方式」による鉄道運行が国土交通大臣に認定されました。これは、四日市あすなろう鉄道内部（うつべ）・八王子線などに続いて全国で４例目となります。

「公有民営方式」とは、“公”である市が、近畿日本鉄道㈱から線路などの鉄道施設などを譲り受けて保有し、“民”である伊賀鉄道㈱が引き続き運営を担う経営形態です。

◆これまでの運営方式では経営改善ができなかった

沿線地域の少子化や人口減少、自動車社会の進展などにより廃線の危機にあった伊賀線は、2007（平成 19）年に、鉄道施設を近畿日本鉄道㈱が保有し、新たに設立した第３セクターの伊賀鉄道㈱が運行を担う「上下分離方式」に移行し、これまで経営の改善を図ってきました。

市でも伊賀鉄道㈱への運営補助金の交付や利用促進活動を行ってきましたが、抜本的な収支改善には至りませんでした。

◆市が鉄道施設を維持管理し、需要の創出を

今後は、市が自ら鉄道事業者となり、道路などと同様に公有施設として鉄道施設を維持管理します。また、四十九町地内への新駅整備や、エコ通勤の推進、バス路線との連携など新たな需要創出を図ります。同時に、伊賀鉄道㈱ではさらなる経費の削減と利用促進活動を実施し、経営の黒字化をめざします。

大切な交通手段である伊賀線は、市内公共交通の維持発展と「住み続けたいと思える“伊賀”にする」まちづくりの役割を担っています。存続のため、再出発をした伊賀線をこれからも応援してください。

【問い合わせ】 交通政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9852
伊賀鉄道㈱総務企画課 ☎ 21-0863

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

一人ひとりかけがえのない存在として －人権政策・男女共同参画課－

「私たちは、誰かを負かしたいわけではない、ともに生きてもらいたい。」

昨年６月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ規制法）」が施行されたことをご存じでしょうか。「ヘイトスピーチ」とは、特定の民族や国籍の人々を排除するような差別的言動のことです。

私は、今年になってから、ヘイトスピーチ根絶の活動をされている在日コリアン３世の人の講演を聞く機会がありました。冒頭の言葉は、その人が活動への思いとして話されていた言葉です。

差別は、お互いの違いを不公正な理由で基準を付け、自分のほうが優れているかのように偏見をもつことで起こります。それは、常に差別をする側に問題があり、される側は一方的に「人権」を傷付けられます。

「人権」とは、一人ひとりかけがえのない存在として尊重される、誰もが生まれながらに持っている権利のことです。人権課題としては、部落差別、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、性的マイノリティなど、さまざまなものがありますが、冒頭の言葉の思いは、そのすべてにつながるものではないかと思いました。

４月になり、入学や就職など、伊賀市に転入され新しい生活を始められた人もいると思います。学校や地域などでいろいろな人と出会い、新しく「ひとの輪」ができる中、自分とは全く違う生き方をしてきた人に出会ったり、今までの誤った思い込みや偏見に気付かされたりすることがあるかもしれません。そのときに、相手の思いに気付き、お互いの違いを尊重する気持ちを持つことで、新しい出会いのその後がより素晴らしいものになるのではないでしょうか。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ

図書館だより

《問い合わせ》
上野図書館　☎21-6868　FAX 21-8999
いがまち図書室（いがまち公民館内）　☎45-9122
島ヶ原図書室（島ヶ原会館内）　☎59-2291
阿山図書室（あやま文化センター内）　☎43-0154
大山田図書室（大山田公民館内）　☎47-1175
青山図書室（青山公民館内）　☎52-1110

今月の新着図書

一般書

『芸術家の愛した家』
池上　英洋／著

ダリ、ルノワール、ミケランジェロ、レンブラントなど、17人の芸術家たちが暮らしたそれぞれの家を、美しい写真と文章で紹介しています。作品制作の背景や芸術家たちの人柄を知ることのできる興味深い本です。

絵本

『きょうのおやつはなんだろな？』
ふじもと　のりこ／作・絵

ふとっちょのさつまいもは、スイートポテトにふかしいも、大学いもなど、おいしいおやつに大変身。にんじん、とうもろこし、おもちにたまご、どんな材料もママがおいしくしてくれる。おいしそうなおやつがいっぱいの絵本です。

■一般書
『子どもの本のよあけ 瀬田貞二伝』
荒木田　隆子／著
『ベジヌードル』　村山　由紀子／著
『ネーミング全史』　岩永　嘉弘／著

■児童書
『調べてみよう都道府県の特産品 駅弁編』
都道府県の特産品編集室／編
『地球儀で探検！』
渡辺　一夫／著、小泉　武栄／監修

■絵本
『あからん』　西村　繁男／作
『ともだちのひっこし』　宮野　聡子／作
『おもちゃのかたづけできるかな』
深見　春夫／さく・え

図書館（室）からのお知らせ

◆おはなし会「春のおでかけ」

ぽかぽかと暖かな陽気に誘われてお出かけしたくなる絵本などの読み聞かせをします。
【と　き】 4月29日(土･祝)　午後2時～
【ところ】 上野図書館　視聴覚室
【読み手】 明日の伊賀市図書館を考える会
【問い合わせ】 上野図書館

4月の読み聞かせ

絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします。(30分～1時間程度)

と　き		ところ	催物（読み手）
4日(火)	10：30～	阿山図書室	読み聞かせ会（はあと＆はあと）
7日(金)	10：30～	上野図書館	絵本と音のカーニバル（Twinkle）
8日(土)	10：30～	大山田図書室	おはなしたいむ（きらきら）
		上野図書館	おはなしの会
12日(水)	10：30～	いがまち図書室	ミニサロンひまわり
13日(木)	10：30～	上野図書館	えほんのひろば（ちいさなねこ）
16日(日)	10：30～	阿山図書室	読み聞かせの会（はあと＆はあと）
19日(水)	10：30～	上野図書館	えほんの森（よもよも）
22日(土)	10：00～	いがまち図書室	読み聞かせ会（ぶらんこ）
	10：30～	上野図書館	おはなしの会
25日(火)	10：30～	青山図書室	おはなしなあに？
26日(水)	10：30～	上野図書館	おひざでだっこのおはなし会

～平成28年度～ 貸し出しランキング

【一般書】
1位　『羊と鋼の森』　宮下　奈都／著
2位　『火花』　又吉　直樹／著
3位　『人魚の眠る家』　東野　圭吾／著
4位　『君の膵臓(すいぞう)をたべたい』　住野　よる／著
5位　『天才』　石原　慎太郎／著
6位　『カエルの楽園』　百田　尚樹／著
7位　『ポイズンドーター・ホーリーマザー』　湊　かなえ／著
8位　『ラプラスの魔女』　東野　圭吾／著
9位　『希望荘』　宮部　みゆき／著
10位　『海の見える理髪店』　荻原　浩／著

※児童書の貸し出しランキングは、広報いが市5月1日号でお知らせします。

４月の二次救急実施病院

⊙各病院の受け入れ体制

日	月	火	水	木	金	土
＊小児科以外の診療科です。						1 名張
2 名張	3 岡波	4 名張	5 岡波・名張	6 名張	7 上野	8 上野
9 岡波	10 岡波	11 上野	12 岡波・名張	13 名張	14 上野	15 名張
16 名張	17 岡波	18 名張	19 岡波・名張	20 名張	21 上野	22 上野
23 岡波	24 岡波	25 上野	26 岡波・名張	27 名張	28 上野	29 上野
30 名張	※重症者が重なり、診察できない場合があります。また、非当番日は救急の受け入れを行いません。 ※二次救急（重症）の人が対象です。					

≪実施時間帯≫ 平日：午後５時～翌日午前８時45分
土・日・祝日：午前８時45分～翌日午前８時45分

≪実施時間帯（岡波総合病院）**≫**
月曜日：午後5時～翌日午前9時　水曜日：午後5時～翌日午前8時45分　日曜日：午前９時～翌日午前８時45分
※月・水曜日が祝日の場合、午前9時～翌日午前8時45分

救急車での搬送限定ではありませんが、必ず事前に連絡が必要です。
【上野総合市民病院（☎ 24-1111）】
【名張市立病院（☎ 61-1100）】
【岡波総合病院（☎ 21-3135）】

⊙伊賀市救急・健康相談ダイヤル 24

☎ 0120-4199-22

心と体のさまざまな相談に、24時間体制でお応えします。
※通話料・相談料は無料です。

⊙伊賀市応急診療所（一次救急）

【診療科目】 一般診療・小児科
【所在地】 上野桑町1615番地　☎ 22-9990
【診療時間】 月～土曜日：午後８時～11時
日曜日・祝日：午前９時～正午・午後２時～５時・午後８時～11時
※受付は、診療終了時刻の30分前までにお願いします。
◆夜間・日曜日および祝日診療を行っている医療機関については、**三重県救急医療情報センター（☎ 24-1199）**へお問い合わせください。

情報交流ひろば

となりまち　いが・こうか・かめやま

甲賀市

～華を咲かせて400年～ 畑のしだれ桜

茶畑に囲まれた小高い丘の上に、樹齢400年を超えるエドヒガンザクラの銘木があります。

これは、徳川家康がこの地を訪れたときに植林されたとも言われ、大きく垂れた枝に咲き誇る満開の桜は人々の心を惹きつけます。

風情あふれる桜をご覧にぜひお越しください。

【見　頃】 ４月中旬
【ところ】 甲賀市信楽町畑
【アクセス】
○新名神高速道路「信楽」ICから約30分
○信楽高原鐵道「信楽駅」下車後、市コミュニティバスで約20分「畑」下車
【問い合わせ】 信楽町観光協会
☎ 0748-82-2345　FAX 0748-82-2551

【問い合わせ】 甲賀市広報課　☎ 0748-65-0675

亀山市

～星空の魅力に触れて～ 鈴鹿峠自然の家　天文台「童夢」

美しい星空が広がる自然豊かな鈴鹿山麓中腹に建てられた鈴鹿峠自然の家天文台「童夢」。

直径3.5ｍの天文台には、口径40cmの大型天体望遠鏡が設置され、季節により月のクレーターや土星の輪、星雲・星団をはっきり見ることができます。毎月、無料開放を行っていますのでぜひお越しください。

※詳しくは、インターネットで「鈴鹿峠自然の家」と検索してください。
※雨天・曇天の場合は観察できません。
【ところ】 鈴鹿峠自然の家天文台「童夢」（亀山市関町沓掛123）
【問い合わせ】
教育委員会生涯学習室　☎ 0595-84-5057
※無料開放日当日のみ　☎ 090-5114-1670

【問い合わせ】 亀山市広報秘書室　☎ 0595-84-5021

▶花垣の八重桜
▼松尾芭蕉の句にちなんだ和菓子（写真左から）「さまざま桜」と「花守」

市長の伊賀じまん

ー桜、さまざまー

春といえば桜の季節ですね。桜は、つぼみが膨らみ、美しい花を咲かせ、さらには、花びらが散ったあとも葉桜となり、いろいろな形で私たちを楽しませてくれます。

伊賀の桜には、ただ美しいだけでなく、見る人それぞれの心を震わせる物語が秘められているように感じます。松尾芭蕉が詠んだ「さまざまの事おもひ出す桜哉」という句からは、主君と過ごした日々や時の移ろいなどへの思いをうかがうことができます。この句が詠まれた庭は現在も「様々園」と呼ばれています。

また、予野には、平安時代に一条天皇の后である上東門院彰子の命によって作られた花垣を里人が守ったという故事にちなみ、松尾芭蕉が「一里はみな花守の子孫かや」と詠んだことで有名な「花垣の八重桜」があります。この八重桜は、赤い芽出しの葉と花を同時につけることが特徴で、現在はその後継樹が地元の皆さんによって守り継がれています。

これらの句にちなんで、市内の老舗和菓子店では、「さまざま桜」や「花守」などと名付けられた和菓子が販売されており、見るだけでなく食べる桜として京のお茶人さんからも大変喜ばれているということです。

そのほかにも、伊賀の桜の名所として心念寺（上野西日南町）があります。春には大きなしだれ桜が見事に咲き誇ります。このしだれ桜は、松尾芭蕉の門弟でこのお寺の住職であった杉野配力の名前にちなんで、「配力桜」と名付けられ、親しまれています。

伊賀には由緒ある桜の木が数多くあることが私の自慢で、春になるといつも、伊賀の美しい桜をもっとたくさんの方に見ていただけるようになればなぁと思っているところです。

また、さまざまな歴史に彩られた伊賀の桜は、伊賀が歴史の深い土地であるということの象徴でもあります。そんな桜をこれからも大切にし、地域の誇りにしていきたいと思います。

（伊賀市長　岡本　栄）

近世の災害と情報伝達

市史編さんだより(45)

大きな災害が発生すると、まず思い浮かぶのが親族や友人など、身近な人の安否です。東日本大震災の折には、災害情報の伝達に、テレビや新聞だけでなく、インターネットなども活用されました。今回は、江戸時代の災害時の情報伝達の様子を紹介します。

嘉永7年（1854）6月15日午前2時頃、市内北部の木津川断層を震源とする地震が発生しました。のちに安政伊賀地震と呼ばれる大地震です。市内では600人近い死者を出し、上野城の石垣が崩れ、9割近い家屋が倒壊した村もありました。

その頃、江戸に滞在していた東湯舟村の藤井忠左衛門は、大地震があったことを4日後の19日に知ります。そして忠左衛門は、伊賀で建物被害やけが人は出ていないか、田畑の被害はどうだろうかと、親族の藤井八右衛門らに宛てて手紙を出します。また、この手紙が着き次第に返事が欲しいことを記し、さらに詳しい情報を得ようとしています。

地震の情報は、中仙道の馬籠宿（岐阜県中津川市）でも、江州（滋賀県）あたりの被害が大きいことが17日に伝わっていますので、当時の災害情報は意外に早く伝達されていたことがわかります。

ところで、忠左衛門は伊賀で大地震が起きたことをどのようにして知ったのでしょうか。地震が起きた日、藤堂藩では急を知らせる使者を江戸に向けて出発させていますので、忠左衛門は藩を通じて伝えられた大地震の情報を聞いたのかもしれません。

また、江戸時代の情報伝達の方法の一つに、現在の新聞の号外のような瓦版がありました。安政伊賀地震の被害は、大和・伊勢など周辺地域の様子とともに報じられたので、忠左衛門は瓦版から伊賀で地震が起きたことを知ったのかもしれません。

江戸時代の人も、災害が起きると、さまざまな方法で情報を収集し、伝達したのでしょう。

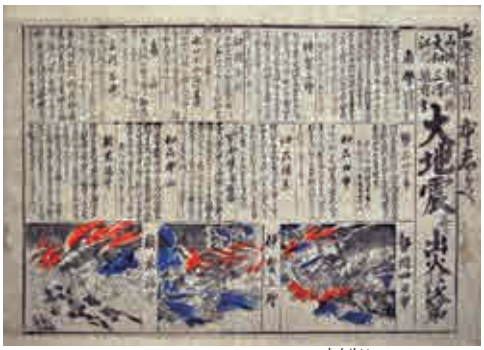

▲安政伊賀地震を報じる瓦版（探溟文庫所蔵）

総務課市史編さん係
☎52・4380　FAX52・4381

２０１７年(平成２９年) ４月１日　発行／伊賀市　編集／企画振興部広聴情報課
〒５１８−８５０１　伊賀市上野丸之内１１６番地　☎０５９５−２２−９６３６　FAX０５９５−２２−９６１７　http://www.city.iga.lg.jp/

「伊賀市役所 主な組織と電話番号の一覧」（別冊1～4ページ）は、別冊です。抜き取って保存してください。

伊賀市役所 主な組織と電話番号の一覧

※市役所にご用の際は、各担当課へご連絡ください。　　平成 29 年 4 月 1 日現在

※新庁舎が完成するまでの間、市役所の事務所を各施設に分散して配置しています。このため、大変ご迷惑をおかけしますが、所在地をお確かめの上、ご来庁ください。

※本庁の組織について、一覧内の①～⑥は次の場所を示しています。（＊印の部署は、①～⑥以外の施設にあるため、所在地などは各担当部署にお問い合わせください。）

①〒 518-8501
伊賀市上野丸之内 116 番地（本庁舎）
②〒 518-0869
伊賀市上野中町 2976 番地の 1（上野ふれあいプラザ）
③〒 518-1395
伊賀市馬場 1128 番地（阿山支所）
④〒 518-1422
伊賀市平田 652 番地の 1（大山田支所）
⑤〒 518-0873
伊賀市上野丸之内 500 番地（ハイトピア伊賀）
⑥〒 518-0131
伊賀市ゆめが丘七丁目 4 番地の 4（上下水道部庁舎）

※各地区市民センターの所在地・電話番号については、各支所振興課にお問い合わせください。

市役所本庁総合番号案内 ☎ 22-9611 ／夜間・時間外受付（守衛室）☎ 22-9611 ／市役所代表ファックス FAX 24-2440

担当部署			電話番号	FAX 番号	所	主な業務内容
総合危機管理課			☎ 22-9640	24-0444	①	防犯、防災、地域安全
総務部	総務課	行政庶務係	☎ 22-9601	24-2440	①	市行政一般、統計調査、選挙
		文書法制係	☎ 22-9602			例規、文書管理
		市史編さん係	☎ 52-4380	52-4381	＊	市史の編さん
	人事課	人事研修係	☎ 22-9605	22-9616	②	職員の人事・研修
		給与厚生係	☎ 22-9606			職員の給与・福利厚生
	秘書課		☎ 22-9600	24-7900	①	秘書、渉外、儀式、表彰
	契約監理課	入札契約担当	☎ 22-9810	22-9837	②	工事・物品などの入札、契約、入札参加資格の審査・登録
		検査担当	☎ 22-9685			工事の検査、材料検査、履行の指導助言
	行財政改革推進課		☎ 22-9622	24-2440	①	行財政改革、行政評価、地方分権
企画振興部	総合政策課	企画調整係	☎ 22-9620	22-9672	①	行政施策の企画・総合調整
		地方創生推進係	☎ 22-9623			まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、地方創生施策の総合調整
	文化交流課		☎ 22-9621	22-9694	②	文化振興、芭蕉翁顕彰
	広聴情報課	広報広聴係	☎ 22-9636	22-9617	②	広報紙、行政情報番組、情報公開、個人情報保護
		情報政策係	☎ 22-9625	—	＊	情報政策、情報システムの運用管理
	地域づくり推進課	住民自治推進係	☎ 22-9639	22-9694	②	自治振興、市民活動支援、住民自治協議会の総括
		移住交流係	☎ 22-9680			移住交流
	ゆめぽりすセンター		☎ 22-0310	22-0317	＊	市民活動支援
	スポーツ振興課	振興係	☎ 22-9635	22-9852	②	スポーツ振興
		国体推進係				三重国体、高校総体
	交通政策課		☎ 22-9663	22-9852	②	公共交通
財務部	管財課	管財係	☎ 22-9610	24-2440	①	市有財産管理、土地開発公社
		庁舎整備推進係				庁舎整備
	財政課		☎ 22-9608	22-9694	②	財政
	課税課	市民税係	☎ 22-9613	22-9618	①	市県民税・軽自動車税の賦課
		資産税係	☎ 22-9614			固定資産税の賦課
	収税課	収納管理係	☎ 22-9615	22-9618	①	税証明
		収納係	☎ 22-9612			市税徴収
	債権管理課		☎ 22-9675	22-9618	①	滞納債権
人権生活環境部	市民生活課	市民生活係	☎ 22-9638	22-9641	①	市民相談、交通安全、斎苑、犬の登録
			☎ 22-9702			多文化共生、国際交流
		空き家対策係	☎ 22-9676			空き家の相談・措置
	消費生活相談専用ダイヤル		☎ 22-9626			消費生活相談
	人権政策・男女共同参画課	人権政策係	☎ 47-1286	47-1288	＊	人権施策・平和行政の総合企画・推進
		男女共同参画係	☎ 22-9632	22-9666	⑤	男女共同参画推進施策の総合企画・推進
	同和課		☎ 47-1287	47-1288	＊	同和施策の計画・推進
	八幡町市民館		☎ 23-3157	23-5407	＊	人権啓発、地域福祉、地域交流、相談事業
	しろなみ児童館		☎ 24-2466	24-2466		児童館事業
	下郡市民館		☎ 37-0558	37-0184	＊	人権啓発、地域福祉、地域交流、相談事業
	寺田市民館		☎ 23-8728	23-8728	＊	人権啓発、地域福祉、地域交流、相談事業
	いがまち人権センター		☎ 45-4482	45-9130	＊	人権啓発、地域福祉、地域交流、相談事業
	まえがわ児童館					児童館事業
	ライトピアおおやまだ		☎ 47-1160	47-1162	＊	人権啓発、地域福祉、地域交流、相談事業
	青山文化センター		☎ 55-2411	55-2434	＊	人権啓発、地域福祉、地域交流、相談事業
	老川児童館					児童館事業